

板橋区スポーツ推進委員推薦基準

平成21年10月14日 区長決定

スポーツ推進委員の任務は、板橋区非常勤職員として、区又は地域が行う体育・スポーツ振興事業の企画に参画し、その推進者としての任務を遂行するものである。

したがって、候補者の推薦にあたっては、次の要件を満たし、上記の目標と地域体育・スポーツ振興の意義を理解して、施策の推進に強い熱意と実践活動のできる者とする。

1 推薦の範囲

- (1) 地域の各種団体（町会、自治会、青少年健全育成地区委員会など）の関係者
- (2) 各種スポーツ、レクリエーション団体の関係者
- (3) 学識経験者
- (4) その他、スポーツの実技指導、関心と熱意、積極性のある者

2 推薦条件

- (1) 健康と体力に自信がある区内在住、在勤又は在学する者で、地域住民組織との連携が図れる者
- (2) スポーツの実技指導及びスポーツに関する指導、助言ができる者
- (3) 社会的信望及びスポーツに対しての熱意と理解があり、事業の企画運営の推進者として積極的に活動できる者
- (4) 自己の指導資質の向上のため、研修会や講習会に参加できる者
- (5) 区又は地域が行う体育・スポーツ振興事業に協力でき、地域住民組織と常に連携をとりながら実際に活動できる者（高齢、本人の業務が多忙であるなどの理由により、スポーツ推進委員の活動に支障が予知される者は除く）
- (6) 委嘱期間の終了月日時点において、年齢が満65歳を超えない者。
但し、特に区長が適任と認めた場合は、この限りではない。

付 則

この基準は、平成21年10月14日から施行する。

この基準の一部改正は、平成23年8月24日から施行する。

この基準の一部改正は、令和3年6月22日から施行する。